

# 申し込みの注意事項

## (1) 申請前

- ①乳幼児健診で指摘を受けたなど、お子さんに心身の障がいや発達面の課題等がある場合、受入体制等を考慮する必要があります。申請時に必ずお申し出ください。
- ②申請前に可能な限り保育施設の見学を行い、保育内容や開所時間、教材等の実費集金などをよくご確認ください。見学の申込等は直接施設に連絡してください。入所決定後に辞退をすることのないよう、申請前に十分な検討をお願いいたします。
- ③**令和5年度と令和6年4月の入所申請を同時にされているかたが**、令和5年度の入所が決定した場合は、令和5年度中の入所が優先となり、令和6年4月の入所申込は自動的に取下げとなります。（令和5年度2歳児クラス児が地域型保育事業に入所決定した場合を除く）

【参考例】

決定日	入所月／年度	決定施設
令和6年1月末	令和6年4月(令和6年度)	A保育所に入所決定
令和6年2月中旬	令和6年3月(令和5年度)	B保育所に入所決定
4月(一次募集)結果の後に3月の結果が出ますので、ご注意ください。	令和6年4月(令和6年度)	B保育所を継続して利用

この場合  
令和5年度の結果を優先するため、令和6年4月A保育所への入所は取消となります。

3月入所が決定したB施設を4月以降もご利用ください。

取消

Q.4月入所が決まったA保育所を令和6年4月から利用したい場合は？

A.3月入所の申請期限(令和6年2月5日)までに、令和5年度分の入所希望先変更を提出してください。

変更方法として、下記の方法などがあります。

- ①令和5年度の入所申請を取下げ。
- ②受入予定が出ていない施設へ希望先を変更する。

①で取下げた後は、入所保留通知書を発行できません。育児休業の延長のため、令和6年3月入所の保留通知が必要な場合は、②の方法で提出してください。

- ④**現在、認可保育施設を利用しているかたが**、他の認可保育施設への転所を希望される場合は、新たに申請書類の提出が必要になります。また、4月の転所を希望する場合は、転所の成否に関わらず、現在利用中の施設を3月までに退所しなければならないので、ご注意ください。5月から3月は現在ご利用中の施設に残りながら転所申請が可能です。なお、育児休業中の継続利用をされているかたは、転所の申込みはできません。（地域型保育の令和6年4月転所の卒園児を除く）

## (2) 申請後

- ①利用調整の結果（入所決定または保留通知書）は初回のみ交付します。それ以降は、入所が決定した場合のみ、お知らせします。再度、利用調整の結果が必要な場合には、「保育施設証明発行依頼書」をご提出ください。証明発行依頼書は、幼稚園・保育課窓口で配付しています。市ホームページからも取得できます。
- ②支給認定は申請書の提出から30日以内に認定結果を通知することとされていますが、調整に時間を要し、それ以降の通知となる場合もございます。あらかじめご了承ください。

## (3) 入所後

- ①入所後は、お子さんの負担緩和や保育の安全確保のために、ならし保育を実施し、徐々に保育時間を延ばしていきます。ならし保育の期間は、お子さんの年齢や状態によって異なります。2週間以上かかることもありますのでご承知おきください。
- ②入所後、年に1回「現況届」をご提出いただき、保育の必要性の確認をします。入所資格の確認書類も年に1回新しくご提出いただきます。
- ③申請内容や添付書類に虚偽があった場合は、入所決定を取り消すことがあります。